

マンション管理適正化・再生推進事業（マンションの新たな維持管理適正化・再生促進） を実施する者の公募についての公示

平成28年3月9日

国土交通省住宅局長 由木 文彦

次のとおり、マンション管理適正化・再生推進事業を実施する者の公募について公示します。

本公募は、平成28年度予算によるものであり、平成28年度予算成立等が事業実施の条件となります。また、予算等の成立状況によっては、特定が遅れること等もありますので、ご留意ください。

1. 事業概要

(1) 事業名 マンション管理適正化・再生推進事業（マンションの新たな維持管理適正化・再生促進）

(2) 事業目的

本事業は、マンションにおける課題の解決に向けた合意形成等の成功事例の蓄積を通じ、今後増大することが予想されている老朽化したマンションの管理適正化・再生推進の環境整備を図る。

(3) 事業内容

マンションの新たな維持管理適正化・再生促進

- ①外部専門家の役員等としての活用や、管理費の適正徴収等による管理適正化に係る管理組合の活動支援
- ②長期修繕計画の適正化、修繕履歴等の情報開示の促進、リフォームの促進に係る管理組合の活動支援
- ③耐震改修や、団地型マンションの修繕・改修等に向けた検討に係る管理組合の活動支援
- ④外国人居住者が多くを占めるマンション、投資型マンション等の新たなタイプのマンションにおける管理運営の適正化に係る管理組合の活動支援
- ⑤マンションにおける駐車場の空きスペース対策や防災対策等に係る管理組合の活動支援
- ⑥管理不全マンション等の管理組合の活動を支援する専門家の育成や専門家派遣の体制整備

(4) 事業期間

事業期間は、以下のとおり予定している。

平成28年5月中旬 ～ 平成29年2月24日

2. 補助事業対象者の要件

○形式審査

(1) 補助対象の事業者

マンション管理組合の活動を支援し、マンションの管理、修繕・改修等に関する専門的知識やノウハウを擁する等の組織体制を備えている以下の法人、又は今まで上記と同様の活動を行い、今後以下の法人格を取得して活動することを予定している団体

- ・一般社団法人又は一般財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第3条に規定する一般社団法人又は一般財団法人）
- ・NPO法人（特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人）
- ・民間事業者（株式会社、有限会社等）

(2) 補助事業の内容

- ・ 1. (3) の支援の対象となる事業の要件を満たしていること。
- ・ 1. (3) に係る事業については支援するマンション名が特定されていること。
- ・ 知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。

○内容審査

補助対象事業者の要件

- ・ 1. (3) の事業を行い得る組織体制であること。
- ・ 事業主体が、補助事業の進行管理や補助金事務をはじめとする資金管理その他の事務を適切に執行できる体制を有していること。

補助事業の内容

- (1) 補助事業内容・主体や支援するマンションの課題の解決に向けた手法や管理組合へのアプローチの仕方について新規性、独自性、継続性等が見込まれること。
- (2) 事業主体による取組みが、一過性の活動に留まらず、持続的な活動として定着すると見込まれるもの。
- (3) 事業主体が、補助事業を実施し、当該マンションにおける課題の解決だけに止まらず、これを通じて事業主体が成功事例・ノウハウを蓄積し、他のマンションへの支援に活用すること、また、全国的に当該事例・ノウハウが水平展開されることにより、全国のマンションに共通するマンションの管理適正化・再生推進に当たっての課題の解決や、その環境整備が図られるなど、管理組合や区分所有者に対して有益な取組みが見込まれるもの。

3. 手続等

(1) 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3
国土交通省住宅局市街地建築課マンション政策室企画調整係
電話 03-5253-8111(内線39684) ファクシミリ 03-5253-1631

(2) 募集要領の交付期間、場所及び方法

- ①期間 平成28年3月9日から平成28年4月28日まで
- ②場所 上記担当部局
- ③方法 募集要領の交付を希望する場合は、予め(1)の担当係まで事前に連絡を行い、手交、又はE-mailにより交付。

(3) 応募申請書の提出期限、場所及び方法

- ①期限 平成28年4月28日18時00分まで
- ②場所 上記担当部局
- ③方法 上記担当部局へ応募書類2部及び応募書類の電子ファイルを格納したCD-R 1枚を持参又は郵送で提出。

なお、電子ファイルは以下によること。

- ・使用可能なソフトは以下のとおりとする。(これ以外での提出は無効)
「Just System 一太郎2009」「Microsoft Word2013」「Microsoft Excel2013」「Adobe Acrobat Reader X I」以前の形式に限る。
- ・使用するフォントについては、一般的に用いる種類のものとする。
なお、電子ファイルは自動解凍ファイルなどの圧縮ファイルとせず、電子ファイルの容量自体を極力小さくするような工夫をすること。
- ・ファイル総量は極力1メガバイト以内とすること。
- ・印刷時に規定の枚数内になるように設定しておくこと。

4. 補助対象事業者の選定方法

募集期間内に応募があった事業主体の中から、国土交通省が決定し、応募者に通知し国土交通省のホームページにて公表します。この際、必要に応じて、ヒアリングを実施することができるものとする。

5. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ。
- (3) 応募申請書の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された応募申請書は、当該申請者に無断で2次的な使用は行わない。

- (5) 応募申請書に虚偽の記載を行った場合は、当該応募申請書を無効にするとともに、申請者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。
- (6) 採用された応募申請書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日、法律第42号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。応募書類及び応募書類の電子ファイルを格納したCD-Rはお返ししませんので、その旨予めご了承ください。
- (7) 詳細は募集要領による。